世界標準債券ファンド
（愛称：ニューサミット）

ファンドの概要
設　定　日　2010年3月18日
償　還　日　2030年1月17日
決　算　日　原則毎月17日
収益分配　決算日毎

ファンドの特色
1．国際経済・政治の動向に大きな影響を与えるとみられる国や地域※の通貨を投資対象とします。
※G20の構成国・地域とします。投資対象通貨は将来変更となる可能性があります。
2．投資対象通貨の中から3通貨※程度を選定し、当該通貨建てのソブリン債に投資します。
※市況動向および資金動向などにより、組入通貨数が変動する可能性があります。
3．原則として、毎月、安定した分配を行なうことをめざします。

運　用　実　績

※このレポートでは基準価額および分配金を１万口当たりで表示しています。
※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

＜基準価額の推移＞

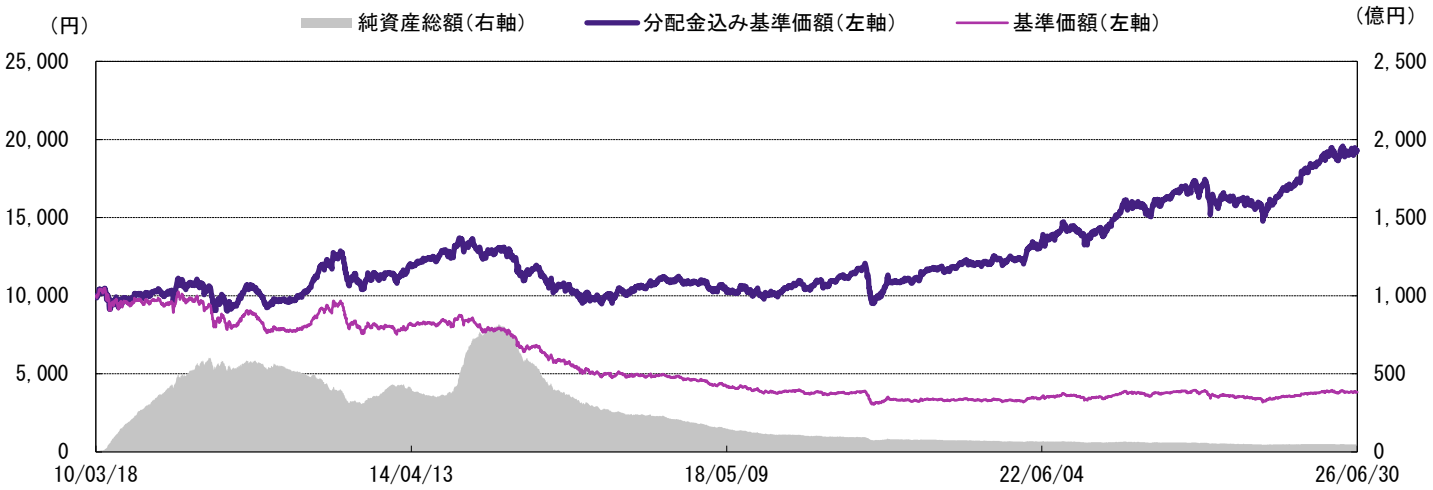

※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。
※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。
信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

基準価額　：　3,822円
純資産総額：　47.87億円

＜基準価額の騰落率＞

1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
0.15%	3.49%	4.59%	16.96%	19.86%	92.96%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものである点にご留意下さい。

＜分配金実績（税引前）＞

設定来合計	直近12期計	25･7･17	25･8･18	25･9･17	25･10･17	25･11･17
9,020円	240円	20円	20円	20円	20円	20円
25･12･17	26･1･19	26･2･17	26･3･17	26･4･17	26･5･18	26･6･17
20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

＜基準価額騰落の要因分解＞

前月末基準価額		3,836円
当月お支払いした分配金		-20円
要因	メキシコペソ	9円
	インドネシアルピア	14円
	オーストラリアドル	-30円
	債券・その他	13円
当月末基準価額		3,822円

※要因分解は概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

＜資産構成比率＞

ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスＡ	98.8%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%
その他	1.1%

ワールド・コア・ソブリン・ボンド・ファンド クラスＡのポートフォリオの内容

※アモーヴァ・アセットマネジメント・ＵＫリミテッドより提供された情報です。当外国投資信託の数値です。
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

＜通貨別構成比＞

オーストラリアドル	36.6%
メキシコペソ	34.5%
インドネシアルピア	28.1%
日本円	0.8%
アメリカドル	0.1%
ユーロ	0.0%
南アフリカランド	0.0%
イギリスポンド	0.0%

※決済用にアメリカドルやユーロなどの主要通貨を保有する場合があります。
※比率は小数点以下第２位を四捨五入しています。比率はその他があるため100%とならない場合があります。

＜格付別構成比＞

短期金融商品	A-1	0.0%
	A-2	0.0%
	A-3以下	0.0%
	平均格付	—
債券	AAA	22.9%
	AA	15.2%
	A	0.0%
	BBB以下	61.0%
	平均格付	A

※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

＜公社債種別構成比＞

国債 政府機関債 政府保証債	93.0%
国際機関債	6.0%

＜ポートフォリオの特性値＞

最終利回り	6.93%
平均残存年数	10.44年

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

運　用　コ　メ　ン　ト

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【メキシコ】

メキシコペソは対円で上昇しました。メキシコの中央銀行は政策金利を据え置き、利下げ局面を一時停止しました。６月前半の消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は減速し、市場予想を下回りました。インフレ動向は改善しているものの、地政学的動向や米国・メキシコ・カナダ協定（ＵＳＭＣＡ）の見直しをめぐる不透明感を背景に、リスクは依然として上振れ方向に傾いていることを強調しました。

【インドネシア】

インドネシアルピアは、対円で上昇しました。インドネシアの中央銀行は自国通貨を下支えするために当月中に２回の利上げを実施しました。月の前半にインドネシアルピア安が進行したことなどが利上げ決定の要因となりました。発表された５月の消費者物価指数（ＣＰＩ）の上昇率は市場予想を上回り前月から加速したものの、同中銀の目標範囲内にとどまっており、物価の安定を示唆する結果となりました。政府が景気下支えに取り組んでおり、国内の経済活動をめぐる環境の改善が期待されます。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。オーストラリア準備銀行（ＲＢＡ）が追加利上げを見送り政策金利を据え置いたことや、オーストラリアの消費者物価指数（ＣＰＩ）が市場予想を下回ったこと、原油安を受けて日本の貿易収支の悪化懸念が後退したこと、日本政府による円買いの為替介入が警戒されたことなどから、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

◎運用概況

当ファンドは、先進国市場や新興国市場の高金利通貨建て国際機関債や国債に投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で上昇しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して上昇しました。また、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

◎今後の見通し

新興国市場では、中東情勢の動向が主な焦点となり、新興国資産全体に大きな変動をもたらしました。月初には、軍事的緊張が再び高まり、ホルムズ海峡の一時的な封鎖を受けてエネルギー供給の混乱に対する懸念が強まりました。その後、米国とイランによる暫定的な停戦合意が発表されると、主要な海上輸送ルートの再開につながり、原油価格も下落したことから、市場心理は大きく改善しました。月末にかけて緊張が再燃する場面もありましたが、市場は持続的な緊張緩和の可能性と供給混乱リスクの低下に注目しました。また、世界的な金融環境の変化も新興国市場にとって向かい風となりました。欧州中央銀行（ＥＣＢ）は利上げを実施し、日本銀行も政策金利を引き上げました。米国連邦準備制度理事会（ＦＲＢ）新議長のタカ派（景気に対して強気）的な情報発信を受けて、市場ではＦＲＢによる金融引き締めの可能性も織り込まれ始めました。先進国市場での金利上昇や地政学的な不確実性の継続を背景に、対外資金調達への依存度が高い国を中心に新興国市場では選別的な投資姿勢の重要性が一層高まりました。

地政学的緊張の緩和と原油価格の下落により、多くの現地通貨建て債券市場や新興国通貨において相場の反発がみられました。一方、新興国市場における各国の政策対応の違いにより、地域間の格差が一段と拡大しました。中南米地域では、メキシコの中央銀行が政策金利を据え置くことを決定し、当面は政策金利を維持する可能性が高いことを示唆しました。インフレ率が市場予想を下回ったことや、メキシコペソが引き続き底堅く推移したことを背景に、同中銀はよりバランスの取れた政策姿勢へ移行しています。一方、ブラジルの中央銀行は追加利下げを実施したものの、根強いインフレリスクが残っていることを理由に挙げ、より慎重な姿勢を示しました。市場では、今年後半には利下げサイクルが一時停止されるとの見方が強まりました。中東欧地域では、ポーランドでインフレ率が市場予想を下回ったことにより、現地通貨建て債券が下支えされた一方、投資家が利上げ期待を後退させたことから、ポーランドズロチに下押し圧力がかかりました。南アフリカでは引き続き財政動向の改善が支援材料となり、３年連続となる基礎的財政収支の黒字が現地通貨建て資産を下支えしました。しかし、南アフリカランドは依然として世界的な投資家のリスク選好姿勢の変化に敏感に反応する展開となりました。インドネシアでは、政府の政策運営に対する懸念の高まりを背景に、幅広い資産が大きく売られました。インドネシアの中央銀行は、信頼の回復と通貨の安定を目的として、臨時会合を含む２度の利上げを決定しました。月末にかけて市場環境は改善し、現地通貨建て債券への需要も回復しましたが、今回の局面は、世界的に金利が上昇する環境において、政策の信頼性がいかに重要であるかを浮き彫りにしました。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（ＲＢＡ）が６月に政策金利を据え置くことを決定しました。ＲＢＡは、これまでの利上げが需要や金融環境に期待通りの効果をもたらしているとの認識を示した一方、慎重な姿勢を維持しています。当月に発表されたインフレ指標は引き続き底堅い内容となっています。５月の消費者物価指数（ＣＰＩ）トリム平均値の上昇率は、市場予想を上回り前年同月比3.6%まで加速し、ＲＢＡのタカ派（景気に対して強気）的な姿勢を裏付ける結果となりました。一方、総合ＣＰＩの上昇率は前年同月比4.0%と依然として高い水準を維持しています。原油価格の下落により短期的にはインフレ圧力の緩和が期待されますが、インフレ率は今後も長期にわたりＲＢＡの目標を上回る水準で推移すると見込まれています。内需の減速と根強いインフレが併存する状況を受けて、市場では政策金利が当面据え置かれるとの見方が強まっています。また、現在の政策金利の水準は今回の金融引き締めサイクルにおけるピークに達しているとの見方も広がっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様に当ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／内外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2030年1月17日まで（2010年3月18日設定）
決算日	毎月17日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日　・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日　　・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

＜申込時、換金時にご負担いただく費用＞

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.3%（税抜3%）以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 ≪ご参考≫ （金額指定で購入する場合） 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額（お支払いいただく金額）となるよう購入口数を計算します。 例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 （口数指定で購入する場合） 例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率3.3%（税込）で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額＝（10,000円／1万口）×100万口＝100万円、購入時手数料＝購入金額（100万円）×3.3%（税込）＝33,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額103万3,000円をお支払いいただくことになります。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

＜信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用＞

運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し年率1.454%（税抜1.35%）程度が実質的な信託報酬となります。 信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率1.144%（税抜1.04%）、投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率が年率0.31%程度となります。 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。
その他の費用・手数料	目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 〔ホームページ〕www.amova-am.com 〔コールセンター〕0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。）

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク
・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク
・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
・新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク
・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク
・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
・新興国通貨建ての債券は、新興国の通貨の為替変動に影響を受けます。一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

カントリー・リスク
・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

〇その他の留意事項
・当資料は、投資者の皆様に「世界標準債券ファンド／愛称：ニューサミット」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○		
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社ＳＢＩ証券 ※右の他に、以下にも加入 一般社団法人日本ＳＴＯ協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 日本商品先物取引協会	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○
株式会社ＳＢＩ新生銀行 （委託金融商品取引業者　株式会社ＳＢＩ証券） （委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第53号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第649号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

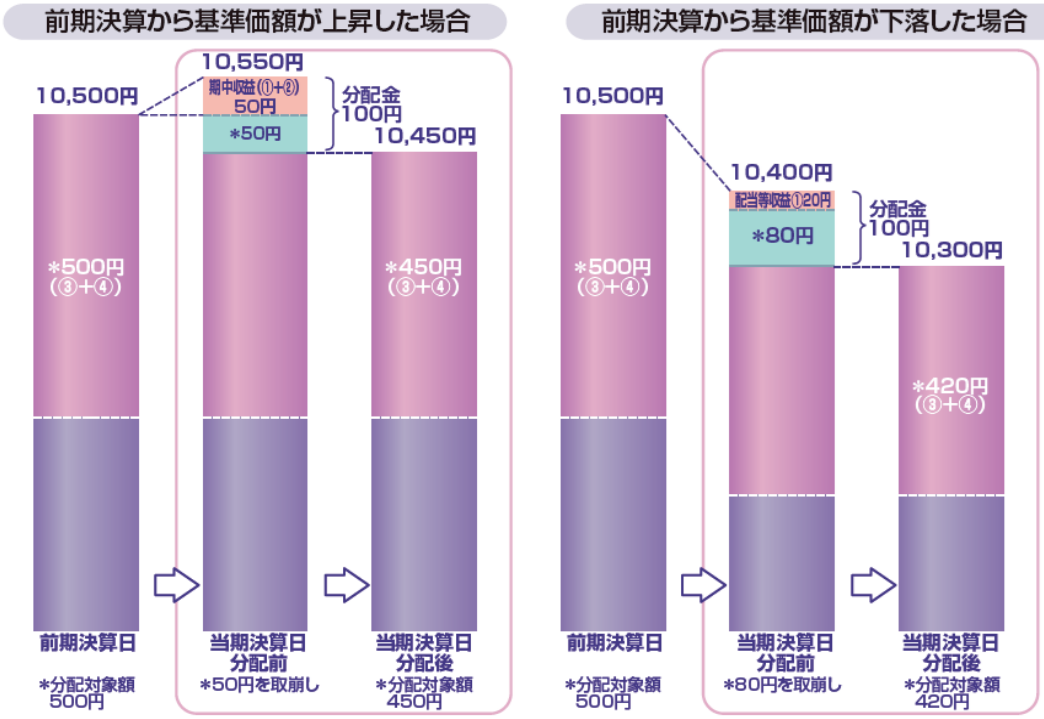

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

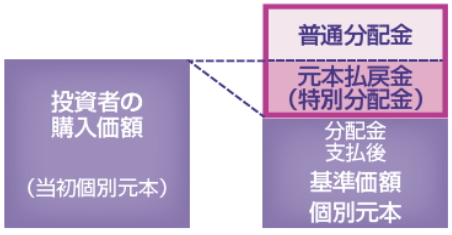

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

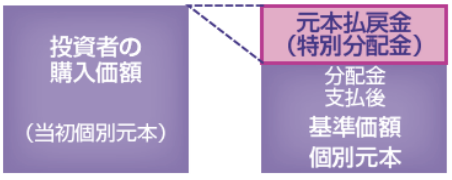

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。